



**NEWSLETTER**

GJP - THAILAND

GJP タイニュースレター 2015年5月 Vol. 3

改訂TAS19号「従業員給付」の適用開始に伴う決算上の留意点

**Newsletter  
GJP - Thailand**



当ニュースレターは、タイ国会計基準に基づく法定財務諸表を作成する際にTAS19号「従業員給付」を適用している会社を対象に発行するものです。

2015年1月1日以降開始する事業年度から、改訂TAS19号「従業員給付」（以下「改訂TAS19号」という）の適用が開始され、数理計算上の差異の取扱いが従来のものから変更されています。当ニュースレターでは、数理計算上の差異の取扱いの変更の内容と決算手続において留意すべきポイントを記載しています。

1. 数理計算上の差異の取扱いに係る従来のTAS19号と、改訂TAS19号の相違点

数理計算上の差異（退職給付債務の計算に際して用いる数理計算上の仮定と実際の結果との差異）の取扱いについては、TAS19号の改訂に伴い以下のとおり変更されます。

従来のTAS19号	改訂TAS19号
-----------	----------

## お問い合わせ

### 監査

三浦 一郎  
Partner

[imiura@kpmg.co.th](mailto:imiura@kpmg.co.th)

宮田一宏  
Associate Principle  
[kazuhiro@kpmg.co.th](mailto:kazuhiro@kpmg.co.th)

星谷 浩一  
Manager  
[khoshiya1@kpmg.co.th](mailto:khoshiya1@kpmg.co.th)

丹羽 玄  
Manager  
[gniwa1@kpmg.co.th](mailto:gniwa1@kpmg.co.th)

### 税務

柴田 智以  
Associate Director  
[tshibata1@kpmg.co.th](mailto:tshibata1@kpmg.co.th)

伊藤 進  
Manager  
[sito1@kpmg.co.th](mailto:sito1@kpmg.co.th)

### アドバイザー

古川 英典  
Executive Director  
[hidegori@kpmg.co.th](mailto:hidegori@kpmg.co.th)

坂東 亮  
Associate Director  
[rbando@kpmg.co.th](mailto:rbando@kpmg.co.th)

畠中 貴司  
Associate Director  
[thatakenaka1@kpmg.co.th](mailto:thatakenaka1@kpmg.co.th)

■日系企業支援  
サービス紹介ウェブ

▶配信を希望する  
▶配信を希望しない

<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 未認識の数理計算上の差異の正味累積額が一定の金額を超える場合に、その一部を収益又は費用として認識する、コリドーアプローチによる遅延認識</li> <li>▶ 上記よりも早期に定期的に認識する方法</li> <li>▶ 即時に「その他の包括利益」で認識する方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 数理計算上の差異は即時に「その他の包括利益」で認識することとなる（損益計算書には計上されない）。</li> </ul>
---	--

## 2. タイ国会計基準に基づく法定財務諸表上の取扱い

### 1) TFRS for PAEsを適用する場合の会計処理

改訂TAS19号に従い、数理計算上の差異は即時に「その他の包括利益」で認識することになります。また、「その他の包括利益」で認識した後に当期純利益を通すことなく、直接資本の中で利益剰余金に振替えることができます。

### 2) TFRS for NPAEsを適用する場合の会計処理

TFRS for NPAEsを適用する会社で任意にTAS19号を適用している場合においても、従来のような遅延認識処理や規則的な認識処理は認められなくなります。

また、TFRS for NPAEsにおいては「その他の包括利益」の概念がなく、また、タイ会計基準の設定主体である会計職連盟（FAP）のアナウンスに基づき、数理計算上の差異は損益計算書上の「収益もしくは費用」として認識することになります。

## 3. 適用初年度特有の論点

TAS19号の改訂は会計方針の変更に該当し、新たな会計方針を過去の財務諸表に遡って適用していたかのように会計処理を行う、いわゆる遡及適用が必要になります。下表では12月決算会社が改訂TAS19号を適用した場合の法定財務諸表における遡及適用の取扱いについてまとめています。

	TFRS for PAEs	TFRS for NPAEs
--	---------------	----------------

2014年1月1日時点での未認識数理計算上の差異の未処理額	▶ 貸借対照表の純資産の部の「その他の包括利益累計額」に直接加減する	▶ 貸借対照表の純資産の部の「期首剰余金」で調整する
2014年度中の未認識数理計算上の差異の未処理額の変動	▶ 包括利益計算書の「その他の包括利益」で認識する	▶ 損益計算書上の「収益もしくは費用」で認識する

#### 4. その他の留意点

TFRS for NPAEsを適用している会社であり、親会社向けのレポートリングパッケージをIFRS（国際財務報告基準）に準拠して作成されている会社では、レポートリングパッケージの作成に当たり、損益で認識された数理計算上の差異を「その他の包括利益」へ組替えが必要となります。

具体的な組替え等の手続は、親会社のグループ会計方針及びグループレポートリングパッケージ作成方針に準拠して行われるため、事前に親会社へお問い合わせ下さい。

#### 5. KPMGコメント

TFRS for NPAEsの数理計算上の差異の取扱いについて下記コメントとして補足いたします。

- ✓ 数理計算上の差異を損益として認識する点について、改訂TAS19号の取扱いと整合しておらず、TFRS for PAEs適用会社の数値と異なることはあるべき状況ではないと考えられますが、現行のTFRS for NPAEsにおけるルール上はやむを得ない処理と考えられます。
- ✓ また、上記4に記載の通り、親会社の数値と異なる点についても今後解消されるべき課題と考えられます。
- ✓ 今後の動向として、2017年度よりTFRS for SME（中小企業向けタイ会計基準）が適用される方向で検討が進んでおり、TFRS for SMEにおいては「その他の包括利益」の概念が導入

され、数理計算上の差異の取扱いについてTFRS for PAEsと同様になると想定されます。ただし、現時点ではTFRS for SME適用後の数理計算上の差異に係る会計処理について詳細は明らかになっておらず、今後のFAPによる検討・アナウンス等が待たれます。

## 6. お問い合わせ

本件に関してご不明点がございましたら星谷（Tel: 02-677-2218）又は松本（Tel: 02-677-2216）までお問い合わせください。

以上

STAY CONNECTED >>>



Twitter : [www.twitter.com/KPMG\\_TH](http://www.twitter.com/KPMG_TH)

Facebook : [www.facebook.com/KPMGinThailand](http://www.facebook.com/KPMGinThailand)

YouTube : [www.youtube.com/KPMGinThailand](http://www.youtube.com/KPMGinThailand)

[Unsubscribe](#) | [Legal](#) | [Privacy](#)

© 2015 KPMG Phoomchai Audit Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.